



月刊 こう食品法令 【2022年 7月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 令和3年度下半期の行政指導
- B【シリーズ】 食品表示案内 第22講 第1～第3段
: 酒類の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 食物アレルギー表示の調査研究の報告書について
- D【コーナー】 各種検定対策: 景品表示法の設問を解く

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆2022年7月15日に令和3年度下半期(10月～3月)における食品表示法の食品表示基準に係る指示、命令件数及び指導の件数等が公表されました。

- **指導**:「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであり、違反事業者が直ちに表示の是正を行い、事実と異なる表示があった旨を速やかに情報提供している場合に行う行政指導
- **指示**:「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(食品表示法第6条第1項及び第3項)
- **命令**:食品表示法第6条第1項又は第3項の指示に係る措置を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分(食品表示法第6条第5項)、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収等又は営業停止を命ずる行政処分(食品表示法第6条第8項)

＜令和3年度下半期(令和3年10月～令和4年3月)の指示及び命令件数＞

命令件数:0、**指示**件数:水産物2件、加工食品4件の計6件でした。

＜令和3年度下半期(令和3年10月～令和4年3月)の**指導**件数＞

84件 品目区分別内訳:生鮮食品33、加工食品56(重複のため合計は一致しない)

違反区分別内訳:名称の誤表示・不表示10件、原材料名の誤表示・不表示26件

原産地等の誤表示・不表示45件、その他8件(重複のため合計は一致しない)

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

※続きはPage 1-3 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第22講 酒類表示について

第1段 酒類の分類の定義

酒類(しゅるい)は酒税法で酒税が課せられています。酒類の種類に応じ、税の金額が異なります。そのため酒税法で酒類の分類とその定義が定められています。「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料です。溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものも含まれます。酒類は「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」及び「混成酒類」の4種類に分類されています。具体的な分類と定義は別紙の国税庁の参考資料をご覧ください。**注1)**

ここでは、米トレサビリティ法の対象品目となっている清酒(醸造酒類)・単式蒸留焼酎(蒸留酒類)・みりん(混成酒類)の3品目と食品表示基準の原料原産地対象外となっている果実酒(醸造酒類)、また、発泡性種類の代表的なビールと混成酒類のリキュールについて具体的にご説明します。

まず、醸造酒類の清酒は「米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの」でアルコール分が22度未満のものが基本です。米のでん粉が麹菌の生産するでん粉分解酵素とアルコール発酵する酵母により分解、代謝されることで作られます。

一般に玄米は70数%がでん粉です。ここで、**精米歩合**とは白米のその玄米に対する重量の割合を言います。食用の白米は精米歩合が糠(ぬか)を除いた約92%ですが、でん粉以外の雑味を取り除き米を磨き精米歩合70~40%の白米が酒米となります。

清酒の工程は ①蒸米に麹菌をつけて麴を作り、 ②この麴に蒸米と水と酵母で「酒母(しゅぼ)」をつくります。 ③この酒母に麴と蒸米と水を3回段階的に加えて**醪(もろみ)**を作り、アルコール発酵が進みます。次に醪を上槽(じょうそう)して液部の清酒をとりだします。また、醪は熟成することで酵素によってたん白質がアミノ酸に分解されます。

※続きはPage 2-2~8 (会員) で記載しています。

消費者庁より、令和4年6月7日に「令和3年度 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書 令和4年3月 消費者庁」が公表されました。

調査対象は“食物を摂取後 60 分以内に何らかの反応を認め、医療機関を受診した患者”です。調査期間は 2020 年 1 月から 12 月です。

報告のあった症例のうち、6,080 例を解析対象とした。解析症例数は前回調査 2017 年の 4,851 例から 25%増加していた。

年齢は2歳までに 54.5%を占め、6歳までに 79.5%を占めています。



※続きは Page 3-2~4 (会員) で記載しています。

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

■ 2020年度(第1次D) 中小企業診断士の景品表示法の設問を解く

第31問

店頭販促物に商品情報等を記載する場合、景品表示法を遵守しなければならない。小売店の店頭販促物の表示に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア POP に通常価格と併記して「価格は店員に御相談ください」と価格交渉に応じる旨の表示をしても不当表示に該当しない。
- イ 仕入先からの誤った情報に基づいて小売店が景品表示法に抵触する不当表示をしてしまった場合、表示規制の対象は仕入先であり、小売店ではない。
- ウ 商品の効果、性能に関する表示を小売店がする場合、裏付けとなる合理的な根拠を示す資料があったとしても、小売店が自ら実証試験・調査等を行う必要がある。
- エ 商品を値下げして販売する際、値下げ前の価格で1日でも販売していれば、その価格を値下げ後の価格の比較対象価格として二重価格表示をしても不当表示に該当しない。

※ 解説はPage 4-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。また、各種検定に役立つ問題の解説コーナーを新たに設けました。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2022年 7月号】

確固とした態度をもつべきであり、意志は自然本性において自由で強制されるものである。これを聞いた人たちは、いったん決めたことは断固として守らなければならないと考える。決めたことならなんでも守らねばならないのではなく、守るのは正しく決めたことではないのか。しかし、今の人びとの中には変えることができない者たちもいる。これほど扱いにくいものはない。

(エピクテトス「人生談義 決めたことを頑固に守り通そうとする人びとに対して」(國方訳)) (もりをゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。